

4 授業科目の履修及び修了要件等について

授業科目の履修及び修了要件等について

本研究科の授業科目の履修に当たっては、「シラバス」、「学生便覧」及び「授業時間割表」を参照し、次の事項に留意して履修手続を行うこと。

1 授業について

(1) 学期・クォーター

本学では、平成28年度から前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の授業期間をそれぞれ半分に分けた、「2学期クォーター制」を導入している。

(2) 授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定一覧及び授業科目の講義等の内容については、シラバスを参照すること。

(3) 授業の方法

授業の方法は、講義、演習及び実習の形態により行う。

(4) 単位の基準

単位の基準は、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(5) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日までの各5時限実施している。

なお、授業科目によっては、休業期間（夏季・冬季）中に集中講義により行うことがある。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりである。

時 限	授業開始・授業終了
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：50～19：20

2 科目ナンバリングについて

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成28年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入する。（詳細については人間発達環境学研究科HP参照）

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり7桁の英数字で構成される。

(例) D 2 E N 6 0 1

第1桁	第2桁	第3～第4桁	第5桁	第6～第7桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科、専攻等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
	1：学士課程 2：博士課程前期課程 3：博士課程後期課程	開講部局で設定		開講部局毎に設定
(例) D	2	E N	6	0 1
人間発達環境学研究科	博士課程前期課程	自然環境論	博士課程前期課程の基礎科目	前期開講

第5桁 科目のカテゴリー

1	学 士 課 程	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2			中級レベルの科目
3			上級レベルの科目
4			最上級レベルの科目（卒業論文関連科目を含む）
5	高度教養科目		
6	大 学 院 課 程	博士課程前期課程、専門職学位課程の専門授業科目	博士課程前期課程、専門職学位課程の基礎科目
7			博士課程前期課程、専門職学位課程の発展科目（修士論文関連科目）
8		博士課程後期課程の専門授業科目	
0		卒業要件外の科目（教職科目等資格関連科目）	

第6桁～第7桁 開講部局で設定

- ・前期開講科目・・・0 1
- ・後期開講科目・・・0 2
- ・通年開講科目・・・0 3
- ・卒業研究科目・・・9 9

3 履修要件について

学生は、指導教員の指導を受けて、下記に定めるところにより単位を修得しなければならない。

○前期課程

【人間発達専攻】

特別研究Ⅰ，Ⅱ（各4単位）計8単位を含む30単位以上。

【人間環境学専攻】

特別研究Ⅰ，Ⅱ（各4単位）の計8単位を含む30単位以上。

○後期課程

【人間発達専攻】

特別研究Ⅲ、Ⅳ（各4単位）の計8単位を含む14単位以上。

【人間環境学専攻】

特別研究Ⅲ、Ⅳ（各4単位）の計8単位を含む14単位以上。

4 授業科目の試験について

授業科目の試験は、その科目の授業の終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、科目によっては随時に行うことがある。また、研究報告（レポート）等をもって試験に代えることもある。

履修届を提出し、かつ、受講した授業科目でなければ、試験を受けることはできない。

学業成績の評価の基準は、「成績評価基準に関する内規」を参照のこと。

5 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第12条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。」と規定されている。研究指導は、授業科目の授業とちがい単位制度によらないものであって、単位制度によらずに多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされている。

本研究科の課程の修了要件については、前期課程においては研究科規則第29条第1項において、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、人間発達専攻（1年履修コース）においては、同規則第29条第2項において、1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に合格することとされている。

6 修士論文等について

(1) 学生（人間発達専攻1年履修コースを除く。）は指導教員の指導を受けて、修士論文を1月17日までに研究科長に提出しなければならない。

ただし、指導教員の認める理由により期限内に修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査に合格しなかった者は、次年度の7月17日までに修士論文を提出することができる。

(2) 人間発達専攻1年履修コースの学生は指導教員の指導を受けて、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を2月15日までに研究科長に提出しなければならない。

ただし、指導教員の認める理由により期限内に修士論文等を提出できなかった者及び審査に合格しなかった者は、次年度の8月15日までに修士論文等を提出することができる。

(3) 修士論文等を提出しようとする者は、16単位以上を修得して、修士論文等提出期限の少なくとも3か月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を研究科長に届け出なければならない。

7 最終試験について

最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者につき、その学位論文を中心として、筆記試験又は口頭試問により教授会が選出した審査委員が行う。

8 修了要件について

学生は、所定の期間内において、前期課程においては、研究科で定められた授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならない。後期課程においては、研究科で定められた授業科目を履修して14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

9 学位の授与について

前期課程を修了した者に対しては、神戸大学学位規程の定めるところにより修士（学術）、修士（教育学）及び修士（理学）の学位を授与する。

後期課程を修了した者に対しては、神戸大学学位規程の定めるところにより博士（学術）、博士（教育学）及び博士（理学）の学位を授与する。

10 論文の保管について

修士論文等は、1部は各専攻で保存し、1部は神戸大学附属人間科学図書館で公表し、閲覧に供する。

博士論文は、電子媒体（CD－R）を神戸大学附属図書館本館で保存し、原則として神戸大学学術成果リポジトリよりインターネットで公表し、閲覧に供する。

11 交換留学制度

本学部・研究科では、海外の大学との間に協定を締結しており、選考のうえ、在学年限内で留学する交換留学制度を有しています。いずれも、留学に要する検定料・入学金・授業料が免除されます（但し、渡航費や生活費については学生の自己負担となります）。留学先で修得した単位については、一定限度本学部・研究科単位として認定されることがあります。募集については、掲示及び国際人間科学部ウェブサイトにて確認してください。

なお、留学が決まったら、海外渡航届を教務学生係まで提出してください。

5 研究倫理について

研究倫理について

学位論文作成に当たっては、研究倫理規定について配慮するよう心がけること。特に人を対象にした研究内容は本研究科においては多く見られることから注意を促したい。

本規程については、研究を進めるに際して心がけるだけでなく、学術論文を投稿する際においても投稿先の編集委員会によって、しかるべき機関における倫理規定の審査を経た研究内容であるかが問われる場合が多くなっている。

本研究科では2005年11月に設置された「神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程」（下記のURLを参照）があり、研究科において、人を直接の対象とする研究が倫理的配慮のもとに行われることを目的として委員会が定められた。

研究倫理規定の条文、申請書などは研究科ホームページから得ることができるので大いに活用して頂きたい。

<http://www.h.kobe-u.ac.jp/ja/node/1493>

神戸大学大学院人間発達環境学研究科
における人を直接の対象とする研究審査申請書

人間発達環境学研究科長 殿

申請者 所属
氏 名

印

神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1. 研究課題名	
2. 研究期間	年 月 日～ 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 研究の概要	
6. 研究対象者（予定）の内容（人数、年齢、性別、職業など）	
7. 研究により生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性の有無と倫理上の配慮	
8. 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法	
9. 事故などの際における緊急時の対策	
10. その他	

備考 審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的かつ詳細に行うこと。
2. 項目6. 研究対象者（予定）の内容に関しては、人数、年齢、性別、職業等申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。
3. 研究計画書があれば、それを添付することをもって項目5, 6, 7に代えることができる。
4. 項目7については、例えば「精神・心理的侵襲の内容」、「運動負荷の種類、強度、時間について」などの検査・測定項目、及びそれによる侵襲、不利益、危険性やそれらに対する対処等を簡潔に記載する。また、個人の人権に対する配慮や、個人情報等の取扱い方法等についても記載する。
5. 項目8に関して、研究対象者からインフォームド・コンセントを得る場合は、別記様式第2号を参考に作成した同意書を添付すること。
6. 項目9に関して、万一の事故発生に際して準備している対応策（緊急時マニュアル遵守など）について記載する。

6 教育職員免許状の所要資格の取得等

教育職員免許状の所要資格の取得等

本研究科において専修免許状を取得しようとする者は、修了に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める専修免許状に必要な単位を併せて修得しなければならない。基礎資格は、修士の学位を有するほか、大学（学部）において小学校教諭，中学校教諭，高等学校教諭等の一種免許状（取得しようとする種類・教科）を取得していることが必要です。第3表から第9表に定められた科目の中から24単位以上を修得すること。

1 本研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

【第1表】

専攻	免許状の種類	免許教科
人間発達専攻	特別支援学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	保健体育，音楽，美術 保健体育，音楽，美術
人間環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科，数学，家庭，社会 理科，数学，家庭，公民

2 基礎資格及び最低必要単位数

【第2表】

免許状の種類 所要資格		幼稚園校教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭：領域及び保育内容の指導法に関する科目）	16	16	30	30	28	28	24	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	10	10	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	10	10	10	10	8	8
	教育実践に関する科目	7	7	7	7	7	7	5	5
	大学が独自に設定する科目	38	14	26	2	28	4	36	12
合 計		75	51	83	59	83	59	83	59

免許状の種類 所要資格		特別支援学校教諭	
		専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること	学士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること
特別支援教育に関する科目		50	26

〔備考〕専修免許状に係る科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

3 教科等に関する授業科目

1 人間発達専攻

【特別支援】

【第3表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
特別支援教育に関する科目 〔特別支援学校教諭専修免許状〕	24	【特別支援教育に関する科目】		
		発達障害臨床学特論Ⅰ (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	
		発達障害臨床学特論演習	2	
		発達障害心理学特論Ⅰ－1 (教育分野に関する理論と支援の展開1)	1	
		発達障害心理学特論Ⅰ－2 (教育分野に関する理論と支援の展開2)	1	
		発達障害心理学特論演習1	1	
		発達障害心理学特論演習2	1	
		心理療法(聴覚障害等)1	1	
		心理療法(聴覚障害等)2	1	
		臨床人間関係(知的障害等)1	1	
		臨床人間関係(知的障害等)2	1	
		臨床人間関係(知的障害等)演習1	1	
		臨床人間関係(知的障害等)演習2	1	
		臨床心理学特論Ⅰ－1	1	
		臨床心理学特論Ⅰ－2	1	
		臨床心理学特論演習1	1	
		臨床心理学特論演習2	1	
		知的障害臨床学特論Ⅰ－1	1	
		知的障害臨床学特論Ⅰ－2	1	
		インクルーシブ社会支援論1	1	
		インクルーシブ社会支援論2	1	
		エンパワメント支援特論Ⅰ－1	1	
		エンパワメント支援特論Ⅰ－2	1	

【幼稚園】

【第4表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
教免に関する科目 〔幼稚園教諭専修免許状〕	24	【教免に関する科目】		
		人格形成特論Ⅰ－1	1	
		人格形成特論Ⅰ－2	1	
		人格形成特論演習1	1	
		人格形成特論演習2	1	
		自己形成特論Ⅰ－1	1	
		自己形成特論Ⅰ－2	1	

	自己形成特論演習 1	1	
	自己形成特論演習 2	1	
	教育発達心理学特論 I - 1	1	
	教育発達心理学特論 I - 2	1	
	教育発達心理学特論演習 1	1	
	教育発達心理学特論演習 2	1	
	西洋教育史特論 I - 1	1	
	西洋教育史特論 I - 2	1	
	西洋教育史特論演習 1	1	
	西洋教育史特論演習 2	1	
	教育行政特論 I - 1	1	
	教育行政特論 I - 2	1	
	教育行政特論演習 1	1	
	教育行政特論演習 2	1	
	教育制度特論 I - 1	1	
	教育制度特論 I - 2	1	
	教育制度特論演習 1	1	
	教育制度特論演習 2	1	
	教育方法学特論 I - 1	1	
	教育方法学特論 I - 2	1	
	教育方法学特論演習 1	1	
	教育方法学特論演習 2	1	
	社会認識教育内容特論 I - 1	1	
	社会認識教育内容特論 I - 2	1	
	社会認識教育内容特論演習 1	1	
	社会認識教育内容特論演習 2	1	
	児童造形表現特論 I - 1	1	
	児童造形表現特論 I - 2	1	
	児童造形表現特論演習 1	1	
	児童造形表現特論演習 2	1	
	乳幼児発達特論 I - 1	1	
	乳幼児発達特論 I - 2	1	
	乳幼児発達特論演習 1	1	
	乳幼児発達特論演習 2	1	
	乳幼児教育保育特論 I - 1	1	
	乳幼児教育保育特論 I - 2	1	

		乳幼児教育保育特論演習 1	1	
		乳幼児教育保育特論演習 2	1	
		家庭保育特論 I - 1	1	
		家庭保育特論 I - 2	1	
		家庭保育特論演習 1	1	
		家庭保育特論演習 2	1	

【小学校】

【第5表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
教免に関する科目 〔小学校教諭専修免許状〕	24	【教免に関する科目】		
		人格形成特論 I - 1	1	
		人格形成特論 I - 2	1	
		人格形成特論演習 1	1	
		人格形成特論演習 2	1	
		自己形成特論 I - 1	1	
		自己形成特論 I - 2	1	
		自己形成特論演習 1	1	
		自己形成特論演習 2	1	
		教育発達心理学特論 I - 1	1	
		教育発達心理学特論 I - 2	1	
		教育発達心理学特論演習 1	1	
		教育発達心理学特論演習 2	1	
		西洋教育史特論 I - 1	1	
		西洋教育史特論 I - 2	1	
		西洋教育史特論演習 1	1	
		西洋教育史特論演習 2	1	
		教育行政特論 I - 1	1	
		教育行政特論 I - 2	1	
		教育行政特論演習 1	1	
		教育行政特論演習 2	1	
		教育制度特論 I - 1	1	
		教育制度特論 I - 2	1	
		教育制度特論演習 1	1	
		教育制度特論演習 2	1	
		教育方法学特論 I - 1	1	
		教育方法学特論 I - 2	1	

		教育方法学特論演習 1	1	
		教育方法学特論演習 2	1	
		社会認識教育内容特論 I - 1	1	
		社会認識教育内容特論 I - 2	1	
		社会認識教育内容特論演習 1	1	
		社会認識教育内容特論演習 2	1	
		科学教育カリキュラム特論 I - 1	1	
		科学教育カリキュラム特論 I - 2	1	
		科学教育カリキュラム特論演習 1	1	
		科学教育カリキュラム特論演習 2	1	
		科学教育原理特論 I - 1	1	
		科学教育原理特論 I - 2	1	
		科学教育原理特論演習 1	1	
		科学教育原理特論演習 2	1	
		数理認識発達特論 I - 1	1	
		数理認識発達特論 I - 2	1	
		数理認識発達特論演習 1	1	
		数理認識発達特論演習 2	1	
		身体運動発達特論 I - 1	1	
		身体運動発達特論 I - 2	1	
		身体運動発達特論演習 1	1	
		身体運動発達特論演習 2	1	
		児童造形表現特論 I - 1	1	
		児童造形表現特論 I - 2	1	
		児童造形表現特論演習 1	1	
		児童造形表現特論演習 2	1	
		児童文学表現特論 I - 1	1	
		児童文学表現特論 I - 2	1	
		児童文学表現特論演習 1	1	
		児童文学表現特論演習 2	1	

【保健体育】

【第6表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
教免に関する科目〔中 学校・高等学校教諭専 修免許状〕	24	【教免に関する科目】		
		人格形成特論 I - 1	1	
		人格形成特論 I - 2	1	
		人格形成特論演習 1	1	
		人格形成特論演習 2	1	
		自己形成特論 I - 1	1	
		自己形成特論 I - 2	1	

	自己形成特論演習 1	1	
	自己形成特論演習 2	1	
	教育発達心理学特論 I - 1	1	
	教育発達心理学特論 I - 2	1	
	教育発達心理学特論演習 1	1	
	教育発達心理学特論演習 2	1	
	西洋教育史特論 I - 1	1	
	西洋教育史特論 I - 2	1	
	西洋教育史特論演習 1	1	
	西洋教育史特論演習 2	1	
	教育行政特論 I - 1	1	
	教育行政特論 I - 2	1	
	教育行政特論演習 1	1	
	教育行政特論演習 2	1	
	教育制度特論 I - 1	1	
	教育制度特論 I - 2	1	
	教育制度特論演習 1	1	
	科学教育カリキュラム特論 I - 1	1	
	科学教育カリキュラム特論 I - 2	1	
	科学教育カリキュラム特論演習 1	1	
	科学教育カリキュラム特論演習 2	1	
	スポーツ指導法特論 1	1	必修
	スポーツ指導法特論 2	1	必修
	スポーツ指導法特論演習 1	1	
	スポーツ指導法特論演習 2	1	

【音楽】

【第 7 表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
教免に関する科目〔中 学校・高等学校教諭専 修免許状〕	24	【教免に関する科目】		
		人格形成特論 I - 1	1	
		人格形成特論 I - 2	1	
		人格形成特論演習 1	1	
		人格形成特論演習 2	1	
		自己形成特論 I - 1	1	
		自己形成特論 I - 2	1	

		自己形成特論演習 1	1	
		自己形成特論演習 2	1	
		教育発達心理学特論 I - 1	1	
		教育発達心理学特論 I - 2	1	
		教育発達心理学特論演習 1	1	
		教育発達心理学特論演習 2	1	
		西洋教育史特論 I - 1	1	
		西洋教育史特論 I - 2	1	
		西洋教育史特論演習 1	1	
		西洋教育史特論演習 2	1	
		教育行政特論 I - 1	1	
		教育行政特論 I - 2	1	
		教育行政特論演習 1	1	
		教育行政特論演習 2	1	
		教育制度特論 I - 1	1	
		教育制度特論 I - 2	1	
		教育制度特論演習 1	1	
		教育制度特論演習 2	1	
		科学教育カリキュラム特論 I - 1	1	
		科学教育カリキュラム特論 I - 2	1	
		科学教育カリキュラム特論演習 1	1	
		科学教育カリキュラム特論演習 2	1	
		音楽科教育特論 1	1	必修
		音楽科教育特論 2	1	必修
		音楽科教育特論演習 1	1	
		音楽科教育特論演習 2	1	

【美術】

【第 8 表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
教免に関する科目 〔中学校・高等学校教 諭専修免許状〕	24	【教免に関する科目】		
		人格形成特論 I - 1	1	
		人格形成特論 I - 2	1	
		人格形成特論演習 1	1	
		人格形成特論演習 2	1	
		自己形成特論 I - 1	1	
		自己形成特論 I - 2	1	

	自己形成特論演習 1	1	
	自己形成特論演習 2	1	
	教育発達心理学特論 I - 1	1	
	教育発達心理学特論 I - 2	1	
	教育発達心理学特論演習 1	1	
	教育発達心理学特論演習 2	1	
	西洋教育史特論 I - 1	1	
	西洋教育史特論 I - 2	1	
	西洋教育史特論演習 1	1	
	西洋教育史特論演習 2	1	
	教育行政特論 I - 1	1	
	教育行政特論 I - 2	1	
	教育行政特論演習 1	1	
	教育行政特論演習 2	1	
	教育制度特論 I - 1	1	
	教育制度特論 I - 2	1	
	教育制度特論演習 1	1	
	教育制度特論演習 2	1	
	科学教育カリキュラム特論 I - 1	1	
	科学教育カリキュラム特論 I - 2	1	
	科学教育カリキュラム特論演習 1	1	
	科学教育カリキュラム特論演習 2	1	

2 人間環境学専攻

【第9表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
理科の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教 諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		サイエンスコミュニケーション演習	1	
		環境基礎物質科学A－1	1	
		環境基礎物質科学A－2	1	
		環境基礎物質科学B－1	1	
		環境基礎物質科学B－2	1	
		環境基礎物質科学C－1	1	
		環境基礎物質科学C－2	1	
		惑星環境物理学特論Ⅰ－1	1	
		惑星環境物理学特論Ⅰ－2	1	
		環境基礎生命科学A－1	1	
		環境基礎生命科学A－2	1	
		環境基礎生命科学B－1	1	
		環境基礎生命科学B－2	1	
		環境分子生命科学特論1	1	
		環境分子生命科学特論2	1	
		環境光合成科学特論Ⅰ－1	1	
		環境光合成科学特論Ⅰ－2	1	
		環境光合成科学特論演習1	1	
		環境光合成科学特論演習2	1	
		植物多様性特論Ⅰ－1	1	
		植物多様性特論Ⅰ－2	1	
		植物多様性特論演習1	1	
		植物多様性特論演習2	1	
		環境適応科学特論演習1	1	
		環境適応科学特論演習2	1	
		環境地質学特論Ⅰ－1	1	
		環境地質学特論Ⅰ－2	1	
		環境地質学特論演習1	1	
		環境地質学特論演習2	1	
		宇宙環境物理学特論Ⅰ－1	1	
		宇宙環境物理学特論Ⅰ－2	1	
		粒子物理学特論Ⅰ－1	1	
		粒子物理学特論Ⅰ－2	1	
		環境有機化学特論Ⅰ－1	1	
		環境有機化学特論Ⅰ－2	1	
		環境有機化学特論演習1	1	
		環境有機化学特論演習2	1	

		超分子化学特論 1	1	
		超分子化学特論 2	1	
		超分子化学特論演習 1	1	
		超分子化学特論演習 2	1	
数学の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		統計推測特論 1	1	
		統計推測特論 2	1	
		統計推測特論演習 1	1	
		統計推測特論演習 2	1	
		統計解析特論 1	1	
		統計解析特論 2	1	
		統計解析特論演習 1	1	
		統計解析特論演習 2	1	
		情報数理方法特論 I - 1	1	
		情報数理方法特論 I - 2	1	
		情報数理方法特論演習 1	1	
		情報数理方法特論演習 2	1	
		応用トポロジー特論 I - 1	1	
		応用トポロジー特論 I - 2	1	
		応用トポロジー特論演習 1	1	
		応用トポロジー特論演習 2	1	
		非線形数理特論 I - 1	1	
		非線形数理特論 I - 2	1	
		非線形数理特論演習 1	1	
		非線形数理特論演習 2	1	
		数式処理特論 I - 1	1	
		数式処理特論 I - 2	1	
		数式処理特論演習 1	1	
		数式処理特論演習 2	1	
		応用幾何学特論 I - 1	1	
		応用幾何学特論 I - 2	1	
		応用幾何学特論演習 1	1	
		応用幾何学特論演習 2	1	
家庭の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		生活空間計画特論 I - A	1	
		生活空間計画特論 I - B	1	
		生活空間計画特論演習 A	1	
		生活空間計画特論演習 B	1	
		食環境学特論 I - A	1	
		食環境学特論 I - B	1	

		食環境学特論演習 A	1	
		食環境学特論演習 B	1	
		衣環境特論 I - A	1	
		衣環境特論 I - B	1	
		衣環境特論演習 A	1	
		衣環境特論演習 B	1	
		電子応用機能特論 I - A	1	
		電子応用機能特論 I - B	1	
		電子応用機能特論演習 A	1	
		電子応用機能特論演習 B	1	
		生活環境共生特論 I - A	1	
		生活環境共生特論 I - B	1	
		生活環境共生特論演習 A	1	
		生活環境共生特論演習 B	1	
		ライフスタイル特論 I - A	1	
		ライフスタイル特論 I - B	1	
		ライフスタイル特論演習 A	1	
		ライフスタイル特論演習 B	1	
		健康環境科学特論 I - A	1	
		健康環境科学特論 I - B	1	
		健康環境科学特論演習 A	1	
		健康環境科学特論演習 B	1	
社会の教科に関する科目 〔中学校教諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		産業社会構造特論 I - A	1	
		産業社会構造特論 I - B	1	
		産業社会構造特論演習 A	1	
		産業社会構造特論演習 B	1	
		都市地域構造特論 I - A	1	
		都市地域構造特論 I - B	1	
		都市地域構造特論演習 A	1	
		都市地域構造特論演習 B	1	
		農村地域構造特論 I - A	1	
		農村地域構造特論 I - B	1	
		農村地域構造特論演習 A	1	
		農村地域構造特論演習 B	1	
		国際社会構造特論 I - A	1	
		国際社会構造特論 I - B	1	
		国際社会構造特論演習 A	1	
		国際社会構造特論演習 B	1	
		社会変動特論 I - A	1	
		社会変動特論 I - B	1	

		社会変動特論演習 A	1	
		社会変動特論演習 B	1	
		労働社会論特論 I - A	1	
		労働社会論特論 I - B	1	
		労働社会論特論演習 A	1	
		労働社会論特論演習 B	1	
		比較社会規範特論 I - A	1	
		比較社会規範特論 I - B	1	
		比較社会規範特論演習 A	1	
		比較社会規範特論演習 B	1	
		社会環境思想史特論 I - A	1	
		社会環境思想史特論 I - B	1	
		社会環境思想史特論演習 A	1	
		社会環境思想史特論演習 B	1	
公民の教科に関する科目 〔高等学校教諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		産業社会構造特論 I - A	1	
		産業社会構造特論 I - B	1	
		産業社会構造特論演習 A	1	
		産業社会構造特論演習 B	1	
		国際社会構造特論 I - A	1	
		国際社会構造特論 I - B	1	
		国際社会構造特論演習 A	1	
		国際社会構造特論演習 B	1	
		社会変動特論 I - A	1	
		社会変動特論 I - B	1	
		社会変動特論演習 A	1	
		社会変動特論演習 B	1	
		労働社会論特論 I - A	1	
		労働社会論特論 I - B	1	
		労働社会論特論演習 A	1	
		労働社会論特論演習 B	1	
		比較社会規範特論 I - A	1	
		比較社会規範特論 I - B	1	
		比較社会規範特論演習 A	1	
		比較社会規範特論演習 B	1	
		社会環境思想史特論 I - A	1	
		社会環境思想史特論 I - B	1	
		社会環境思想史特論演習 A	1	
		社会環境思想史特論演習 B	1	

7 臨床心理学コースの学生の受講科目について

臨床心理学コースの学生の受講科目について

臨床心理学コースの学生は、人間発達環境学研究科規則第29条による所定の修了要件を満たすとともに臨床心理士資格認定協会が定めている臨床心理士試験受験のための基礎資格の要件を満たす授業科目を必ず受講してください。

下記の(財)臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）の指定科目と本学研究科の授業科目との対応表のとおり協会が指定している必修科目16単位とA～E群の各群2単位の選択科目10単位の合計26単位を取得する必要があります。

臨床心理士資格認定協会の定めた科目		神戸大学人間発達環境学研究科における科目	単位数	備考
必修4単位	臨床心理学特論	臨床心理学特論Ⅰ－1 臨床心理学特論Ⅰ－2 臨床心理学特論演習1 臨床心理学特論演習2	1 1 1 1	
必修4単位	臨床心理面接特論	心理療法特論Ⅰ－1 (心理支援に関する理論と実践1) 心理療法特論Ⅰ－2 (心理支援に関する理論と実践2) 心理療法特論演習1 心理療法特論演習2	1 1 1 1	
必修4単位	臨床心理査定演習	臨床心理検査特論Ⅰ－1 (心理的アセスメントに関する理論と実践1) 臨床心理検査特論Ⅰ－2 (心理的アセスメントに関する理論と実践2) 臨床心理検査特論演習1 臨床心理検査特論演習2	1 1 1 1	
必修4単位	臨床心理基礎実習 臨床心理実習	臨床心理基礎実習1 臨床心理基礎実習2 臨床心理実習Ⅰ－1 (心理実践実習Ⅱ) 臨床心理実習Ⅰ－2	1 1 5 1	4科目全て(8単位)の履修が必要
A群2単位	心理学研究法特論	特別研究Ⅰ	4	
	心理統計法特論	心理統計法特論	2	

B群2単位	発 達 心 理 学 特 論	人間発達特論Ⅰ－1	1	
		人間発達特論Ⅰ－2	1	
		人間発達特論演習1	1	
		人間発達特論演習2	1	
		乳幼児発達特論Ⅰ－1	1	
		乳幼児発達特論Ⅰ－2	1	
	人 格 心 理 学 特 論	自己形成特論Ⅰ－1	1	
		自己形成特論Ⅰ－2	1	
		自己形成特論演習1	1	
		自己形成特論演習2	1	
		人格形成特論Ⅰ－1	1	
		人格形成特論Ⅰ－2	1	
		人格形成特論演習1	1	
		人格形成特論演習2	1	
	教 育 心 理 学 特 論	教育発達心理学特論Ⅰ－1	1	
		教育発達心理学特論Ⅰ－2	1	
		教育発達心理学特論演習1	1	
		教育発達心理学特論演習2	1	
C群2単位	家 族 心 理 学 特 論	臨床人間関係学特論Ⅰ－1（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践1）	1	
		臨床人間関係学特論Ⅰ－2（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践2）	1	
		臨床人間関係学特論演習1	1	
		臨床人間関係学特論演習2	1	
	社 会 心 理 学 特 論	発達障害心理学特論Ⅰ－1（教育分野に関する理論と支援の展開1）	1	
		発達障害心理学特論Ⅰ－2（教育分野に関する理論と支援の展開2）	1	
		発達障害心理学特論演習1	1	
		発達障害心理学特論演習2	1	
		ジェンダー文化学習特論Ⅰ－1	1	
		ジェンダー文化学習特論Ⅰ－2	1	
D群2単位	精 神 医 学 特 論	精神医学特論1（保健医療分野に関する理論と支援の展開1）	1	
		精神医学特論2（保健医療分野に関する理論と支援の展開2）	1	

	障害者（児）心理学特論	発達障害臨床学特論Ⅰ（福祉分野に関する理論と支援の展開） 発達障害臨床学特論演習 臨床心理実践演習A－1（福祉分野に関する理論と支援の展開1） 臨床心理実践演習A－2（福祉分野に関する理論と支援の展開2）	2 2 1 1	
	心身医学特論	健康増進科学特論Ⅰ－1 健康増進科学特論Ⅰ－2 健康増進科学特論演習1 健康増進科学特論演習2	1 1 1 1	
E群2単位	投映法特論	イメージ臨床特論1 イメージ臨床特論2 芸術療法特論Ⅰ－1 芸術療法特論Ⅰ－2 芸術療法特論演習1 芸術療法特論演習2	1 1 1 1 1 1	
	学校臨床心理学特論	教育臨床特論1（教育分野に関する理論と支援の展開1） 教育臨床特論2（教育分野に関する理論と支援の展開2）	1 1	
	コミュニティ・アプローチ特論	臨床心理実践演習B（地域福祉）－1 臨床心理実践演習B（地域福祉）－2	1 1	

* 協会指定科目のうち必修科目の臨床心理基礎実習1，臨床心理基礎実習2，臨床心理実習Ⅰ－1（心理実践実習Ⅱ），臨床心理実習Ⅰ－2，臨床心理検査特論Ⅰ－1（心理的アセスメントに関する理論と実践1），臨床心理検査特論Ⅰ－2（心理的アセスメントに関する理論と実践2），臨床心理検査特論演習1，臨床心理検査特論演習2の履修については，臨床心理士養成に特化した授業であり，授業で取り上げる事例のプライバシー保護の理由から，臨床心理学コースの学生に限られます。なお，他の学生で臨床心理学に関心のあるものは，臨床心理学特論Ⅰ－1，臨床心理学特論Ⅰ－2，臨床心理学特論演習1，臨床心理学特論演習2，心理療法特論Ⅰ－1（心理支援に関する理論と実践1），心理療法特論Ⅰ－2（心理支援に関する理論と実践2），心理療法特論演習1，心理療法特論演習2及びA群～D群の科目を履修することができます。

8 臨床心理学コース学生の公認心理師受験資格に関する科目の受講について

臨床心理学コース学生の 公認心理師受験資格に関する科目の受講について

臨床心理学コースの学生で、公認心理師の受験資格取得を希望する学生は、人間発達環境学研究科規則第29条による所定の修了要件を満たすとともに、公認心理師となるために必要な科目に対応する本研究科の授業科目を必ず受講してください。なお、公認心理師の受験資格を得るためには学部においても公認心理師に必要な科目を履修し卒業しているか、もしくは受験資格特例の条件を満たしておく必要があります。

公認心理師法に規定する必要な科目と本研究科の受験科目の対応は下表のとおりです。

公認心理師科目

大学院に必要な科目	単位	備 考
A 心理実践科目		
①保健医療分野に関する理論と支援の展開 精神医学特論1（保健医療分野に関する理論と支援の展開1） 精神医学特論2（保健医療分野に関する理論と支援の展開2）	1 1	必修 必修
②福祉分野に関する理論と支援の展開 発達障害臨床学特論Ⅰ（福祉分野に関する理論と支援の展開） 臨床心理実践演習A－1（福祉分野に関する理論と支援の展開1） 臨床心理実践演習A－2（福祉分野に関する理論と支援の展開2） 認知行動支援特論Ⅰ－1（福祉分野に関する理論と支援の展開1） 認知行動支援特論Ⅰ－2（福祉分野に関する理論と支援の展開2）	2 1 1 1 1	2単位選択必修 } セットで修得 } セットで修得
③教育分野に関する理論と支援の展開 発達障害心理学特論Ⅰ－1（教育分野に関する理論と支援の展開1） 発達障害心理学特論Ⅰ－2（教育分野に関する理論と支援の展開2） 教育臨床特論1（教育分野に関する理論と支援の展開1） 教育臨床特論2（教育分野に関する理論と支援の展開2）	1 1 1 1	2単位選択必修 } セットで修得 } セットで修得
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1	必修
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1	必修
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践 臨床心理検査特論Ⅰ－1（心理的アセスメントに関する理論と実践1） 臨床心理検査特論Ⅰ－2（心理的アセスメントに関する理論と実践2）	1 1	必修 必修
⑦心理支援に関する理論と実践 心理療法特論Ⅰ－1（心理支援に関する理論と実践1） 心理療法特論Ⅰ－2（心理支援に関する理論と実践2）	1 1	必修 必修

⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 臨床人間関係学特論Ⅰ－１ （家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践１） 臨床人間関係学特論Ⅰ－２ （家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践２）	1	必修
	1	必修
⑨心の健康教育に関する理論と実践 健康教育学特論Ⅰ－Ａ（心の健康教育に関する理論と実践１） 健康教育学特論Ⅰ－Ｂ（心の健康教育に関する理論と実践２） 健康行動科学特論Ⅰ－１（心の健康教育に関する理論と実践１） 健康行動科学特論Ⅰ－２（心の健康教育に関する理論と実践２）	1	2単位選択必修 } セットで修得
	1	
	1	} セットで修得
	1	
B 実習科目		
⑩心理実践実習（450 時間以上） 心理実践実習Ⅰ 臨床心理実習Ⅰ－１（心理実践実習Ⅱ）	5	必修 M1 相当
	5	必修 M2 相当

9 大学院ESDサブコースについて

大学院 ESD サブコースについて

ESD サブコースは、「持続可能な開発のための教育：Education for Sustainable Development」の理論と実践について学ぶことを目的に、2013年度より開講されるコースです。環境、人権、開発、防災、経済など、多様な課題の解決について、教育の観点から考究し行動することのできる国際人の育成をめざしています。海外へのスタディツアーや国際会議への参加を促すプログラムや、ESD に関連する多領域の研究に幅広く接する授業、外国語でのコミュニケーションに馴染む授業などによって構成されています。このコースの修了生には、ESD Advanced Practitioner の認証が付与されます。

＜カリキュラムの枠組み＞

授業名	単位数	開講時期	授業概要
「ヒューマン・コミュニティ創成研究 A」「ヒューマン・コミュニティ創成研究 B」	2	1 年次 1 Q, 2 Q	人間発達と人間環境の相互性を軸とした講義
ESD 研究 1 ESD 研究 2	2	1 年次 1 Q, 2 Q	英語による授業 人権、開発、共生などをテーマとした ESD の知見を知るための講義とディスカッション
ESD 研究演習	4	1 年次 1 Q, 2 Q 3 Q, 4 Q	1. リサーチペーパー 2. 合同発表会（3 月） (オプション) 1. ESD プレゼンテーション演習 (英語スピーチ) 2. スタディツアー

全 8 単位取得者には、ESD Advanced Practitioner の認証が付与される。

10 発達支援インスティテュート

大学と地域のプラットフォーム 発達支援インスティテュート

発達支援インスティテュートは、人間発達に関わる応用目的、実践的研究を鮮明にするために、大学と地域をつなぐプラットフォームとして設立されました。このインスティテュートは人間発達環境学研究科に付設されており、「ヒューマン・コミュニティ創成研究センター」「心理教育相談室」「教育連携推進室」「サイエンスショップ」「アクティブエイジング研究センター」の5つの組織から成り立っています。

「心理教育相談室」は一般向けの心理相談業務を行い、合わせて臨床心理士の養成に関わるフィールドを提供しています。「教育連携推進室」は、高等学校をはじめ小学校、中学校、特別支援学校、教育委員会等と協力し、高大連携事業を推進するとともに、初等中等教育に対する支援及び学校教育・社会教育における連携事業への協力を行います。

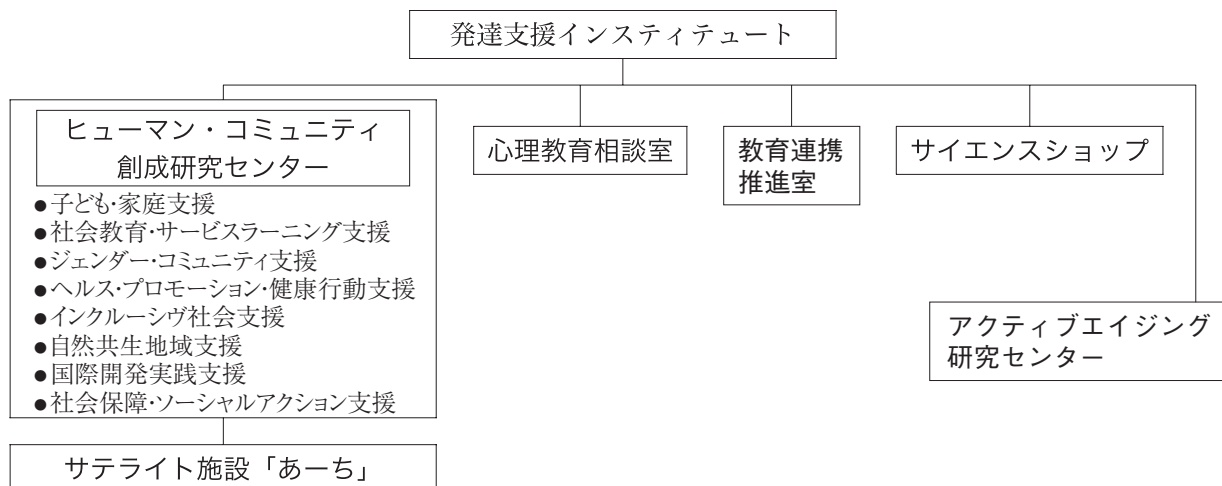
「ヒューマン・コミュニティ創成研究センター」は、NPO、NGO、行政、企業、学校などと連携しつつ、実践的な人間発達研究を進めることを目的とした組織で、「子ども・家庭支援」「社会教育・サービスラーニング支援」「ジェンダー・コミュニティ支援」「ヘルス・プロモーション・健康行動支援」「インクルーシヴ社会支援」「自然共生地域支援」「国際開発実践支援」「社会保障・ソーシャルアクション支援」の8つの部門といくつかのプロジェクト研究グループがあります。また、サテライト施設としての「のびやかスペース あーち」を運営しています。

当研究科には、上記「ヒューマン・コミュニティ創成研究センター」に属する教員が担当する「1年履修コース」が特別に設けられています。このコースは、部門に関連するフィールドで一定の社会的経験を積んだ社会人を対象としたもので、修了時に修士の学位が授与されます。院生は、このコースで、研究手法を学びながら、自らが経験してきた内容をまとめる形で修士論文またはリサーチペーパーを完成させることが求められます。修了生は、研究的視点をもって、再度現場に戻って活躍することが期待されていますが、修了後キャリアアップを実現している修了生も多くいます。

「サイエンスショップ」は、神戸大学学生および地域社会市民が科学に関わる課題や活動への取り組みの支援、学生に対しては、科学者に求められる創造的研究能力（課題発見、解決能力など）、コミュニケーション能力等の資質を高めるとともに、市民に対しては科学技術的課題に対するエンパワーメント、さらに地域の科学教育高度化を支援することを目的としています。

「アクティブエイジング研究センター」はアクティブエイジングに関わる先端的研究を創発し、本研究分野の活性化とその成果の社会的還元を通して高齢化に係る課題解決に貢献することを目的としています。

大学院人間発達環境学研究科博士課程前期課程



11 学生生活上の周知事項

1 学生の日常周知事項

1 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて本研究科掲示板（A棟2階等）により行いますので、定期的に掲示の内容に留意してください。また、神戸大学及び人間発達環境学研究科のホームページ、うりぼーポータル（大学HPよりリンク）も定期的にチェックしてください。

2 証明書類の交付、発行等について

(1) 学生証

学生証は学籍を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常時携帯し本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

A 再交付

学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等又は有効期限が過ぎたときは、教務学生係へ申し出てください。

B 磁気データ消失

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部教育推進課（鶴甲第1キャンパスK棟）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

(2) 学生証、学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書、卒業見込証明書

JR（旅客鉄道会社）を利用して、実習・見学・帰省などで片道100km（営業キロ）を超えて旅行するときは、普通乗車券に限って旅客運賃の2割引で利用できるものです（他の鉄道・航路又はバス会社等については、事前に各社の窓口を確認してください）。有効期間は発行日から3か月間です。1回の交付は2枚までとし、1人年間15枚を限度としますので計画的に使用してください。（往復乗車券を購入する場合、学割証は1枚で済みます。）

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書（和文・英文）、卒業（修了）見込証明書（和文・英文）、学業成績証明書（和文・英文）、仮受験票については「証明書自動発行機」で交付していますので、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書の自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについてはガイダンス等で説明されますが、わからない場合には教務学生係に照会してください。

仮受験票については、初期パスワードでの交付はできませんので、事前にパスワードの変更を行ってください。

証明書自動発行機の設置場所・取扱時間は次のとおりです。

ただし、土曜（六甲台は次表を参照）・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）等の休業日は、利用できません。

設 置 場 所	取 扱 時 間
国際文化科学研究科B棟1階ホール内	8：40～17：10
人間発達環境学研究科A棟2階	8：30～17：15
六甲台第3学舎1階学生コーナー	8：45～17：00（月～土曜日）
工学部玄関1階	8：30～17：30
文学部本館1階	9：00～17：15
農学部A棟1階学生ホール内	9：00～17：15
医学部医学科学生ホール1階	9：00～17：00
医学部保健学科B棟1階	8：30～18：00（水・金曜日は19：00まで）
海事科学部事務棟1階	8：30～17：15

(3) 人物考査書、推薦書

就職のために必要なときは、できるだけ早くキャリアサポートセンターへ願い出てください。

(4) 健康診断証明書

就職等のために必要な場合は、必要とする日の前日までに保健管理センターへ申し込んでください。
（午前9：00～12：00，午後1：00～4：00）

ただし、必ずしも翌日に交付できない場合があるので、注意してください。

なお、健康診断証明書は、大学で行う定期健康診断を受検した者に限り交付します。（申込み期間等については掲示に注意してください）

卒業（修了）証明書、提出機関が指定する様式の各種証明書が必要なときは、教務学生係で所定の証明書発行（交付）願により申込み、交付を受けてください。

ただし、申込日から発行まで時間がかかりますので、教務学生係の指示に従ってください。

3 通学定期乗車券の購入について

通学定期券を購入する際は、利用する交通機関ごとに「通学証明書」交付願を自動発行機で出力し、必要事項を記入して、教務学生係または学生センターの担当窓口へ提出してください。

交付された「通学証明書」及び「学生証」を各交通機関の定期券発売所に持参して通学定期乗車券を購入してください。

ただし、購入できる通学定期乗車券は宿所（現住所）の最寄り駅から大学（就学学舎）の最寄り駅との間を順路により通学する場合に購入できます。

（注）バスの定期券は月単位になっているところもありますので、確認のこと。

購入の時期を誤り、不利益にならないよう注意してください。

4 住所等の変更の届出について

入学時に提出した「学生登録票」の内容に変更があったときは、速やかに教務学生係へ届け出てください。

5 休学，復学，退学等願出について

休学，復学，退学等について願出の場合は，所定の用紙により事前に理由を記入して，教務学生係を通じて研究科長に願出なければなりません。なお，病気のため休学，退学を願出する場合及び病気のため休学をした者が復学を願出の場合は診断書の添付を必要とします。

6 授業料の納付について

授業料は，毎年前期分については4月中，後期分については10月中に，口座振替（自動引き落とし）により，納付していただきます。

7 学内掲示物について

学内で掲示物を掲示しようとするときは，学生用掲示板に掲示してください。

学生用掲示板はB棟2Fに設けていますので，お互いに譲り合って利用してください。

8 人間発達環境学研究科キャンパスの施設の利用について

1. 発達ホール（D ルーム鶴甲第二キャンパス A 棟ラーニングコモンズ）

発達ホール（D ルーム）は，学習環境改善の一環として，学生相互並びに学生・教職員の交流を深め，かつ学生・教職員の福利厚生を増進を図るため，A 棟1階（玄関西側）に設置されています。

その他に，B 棟1階ホールとF 棟に2ヶ所，ラーニングコモンズとして創造的学習のためのスペースが設置されています。

利用が可能な時間等は，平日の午前8時20分から午後9時30分までとし，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に定める休日，12月29日から1月3日までの日及び大学の休業日その他研究科長が指定する日は利用できません。

2. 人間科学図書館

人間発達環境学研究科には神戸大学附属図書館のひとつ，人間科学図書館があります。館内の開架閲覧室には，教員による推薦図書や教科書，辞書・辞典や地図などの参考図書が並び，新着図書や雑誌のコーナーがあります。研究内容に対応した幅広い分野の図書，雑誌，AV 資料などを所蔵し，学術的に貴重な図書や分野ごとの図書は三層の書庫に配架するなど，勉強・研究を行う上で使用しやすい配置になっています。閲覧室には個人用のデスクやグループで利用できる学習室が用意され，また情報検索コーナーのPC からは図書館のWeb サイトを使って，情報を検索したり，Web ページを閲覧したり，電子使用することができるようになっています。無線LAN も利用でき，視聴覚資料のDVD など AV ブースで視聴できます。レポート作成や論文作成の強い味方です。（A 棟2階）

3. 情報教育設備室（RIE）

RIE（リエ）と呼ばれる情報教育設備室は，自由にPC（iMac）を利用できる教室です。この教室で授業も行われますが，レポート作成や印刷にも使用できます。PC に詳しいスタッフが待機していますので，もしトラブルが発生しても安心です。PC やネットワークに関すること，神戸大学キャンパスの各所で使える「全学用無線LAN サービス」の接続方法など，何でも気軽に相談することができます。（F 棟158）

4. キャリアサポートセンター

人間発達環境学研究科キャリアサポートセンターは、A棟1階Dルームの西側にあり、そこでキャリア形成支援を行っています。「自分の人生をどう生きるか」を考えるプロセス、そのものをキャリア形成と捉え、新入生から大学院生にいたるすべての学生を対象として、就職活動の支援だけではなく、現在から将来へ、学生自らが勇気を持って一歩を踏み出すサポートを行っています。具体的なサポート内容は次の通りです。

1. キャリアに関する相談や質問（予約による個別面談）

※面談は、予約制にしていますが、急ぎのときなどは、その旨申し出てください。

2. 求人票閲覧、書籍、ビデオ、DVD 閲覧（貸し出しも可）

3. 進路に関する情報案内

4. その他

5. グランド、体育館、テニスコート

授業、大学行事、施設管理等に支障のない限り、研究、スポーツ活動等のため、グラウンド、体育館、テニスコートを利用することができますが、その場合、使用責任者は、使用しようとする日の3日前までに所定の使用許可願を学務部学生支援課へ提出し、許可を得なければなりません。ただし、外部団体と共催する催しについては、3 か月前までに願い出なければなりません。

9 禁煙について

本研究科内においては共用スペースでの喫煙は禁止します。指定された場所で喫煙してください。

10 車両による構内への乗入れ禁止について

本研究科では、キャンパスが狭隘なため駐車余地がなく、また教育研究環境保全の維持、事故防止等により四輪車による学生の構内への乗入れは原則として禁止しています。

なお、単車による通学についても、常に危険を伴うので努めて自粛するよう要望しています。

身体上の理由により、車両の構内乗入れを必要とする者は「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けてください。

やむを得ない理由により単車による通学をする者は、次の指定の駐輪場に駐車してください。

昼 間 午前6時30分から午後9時45分まで（グラウンド西側）

夜 間 午後8時から翌朝午前8時まで（C棟西側夜間専用駐輪場）

11 盗難の防止について

構内は多数の人が出入りしており、盗難事故もしばしば発生しています。盗難事故の被害者にならないためにも、貴重品等は必ず身につけるよう日頃から習慣づけておくことが望ましいです。

また、盗難にあったときは、ただちに教務学生係に届けてください。

12 その他

次の事項については、「平成30年度学生生活案内」をご覧ください。

- 1 奨学制度
- 2 アルバイトの紹介
- 3 心身の健康管理
- 4 学生教育研究災害傷害保険制度
- 5 学生アカウント利用上の注意
- 6 ハラスメント

12 附属施設関係規則

1 神戸大学国際連携推進機構国際教育総合センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学国際連携推進機構規則（平成19年5月29日制定）第3条第3項の規定に基づき、神戸大学国際連携推進機構（以下「機構」という。）に置く国際教育総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

第2条 センターのプログラムコーディネート部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 神戸大学（以下「本学」という。）の国際性を活かした特色ある教育プログラムの開発・推進を支援すること。
- (2) 海外大学との連携に基づく学際的な教育プロジェクトの企画立案に関すること。
- (3) 神戸大学 EU エキスパート人材養成プログラムの運営に関すること。
- (4) 本学の大学間交流協定校（以下「協定校」という。）との学生及び教員の交流活動の支援に関すること。
- (5) EU インスティテュート関西に関すること。
- (6) その他協定校との教育交流の推進に寄与するために必要なこと。

2 センターの留学生教育部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生交流の推進に関し必要なこと。
- (2) 外国人留学生に対し、日本語及び日本事情に関する教育を行うこと。
- (3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）に定める日本語等授業科目の教育に関すること。
- (4) 外国人留学生の所属する学部又は研究科の協力を得て、外国人留学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (5) 海外留学を希望する学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (6) 留学生教育に関する調査研究を行うこと。
- (7) その他外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に寄与するために必要なこと。

(部門等の組織)

第3条 センターのプログラムコーディネート部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) プログラムコーディネート部門長（以下「部門長」という。）
- (2) プログラムコーディネート部門副部門長（以下「副部門長」という。）
- (3) 教授、准教授、講師及び助教
- (4) コーディネーター
- (5) 本学の専任の教員で、前条第1項に規定するセンターのプログラムコーディネート部門の業務に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、学長が委嘱する者
- (6) その他の職員

2 センターの留学生教育部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 留学生教育部門長（以下「部門長」という。）
- (2) 留学生教育部門副部門長（以下「副部門長」という。）
- (3) 教授，准教授，講師及び助教
- (4) その他の職員

（センター会議）

第4条 センターの業務を円滑に実施し、かつ、その業務について連絡・協議を行うため、センター会議を置く。

2 センター会議は、国際連携推進機構長，センター長，副センター長，部門長及び副部門長をもって組織する。

（専門会議）

第5条 センターに、専門の事項を調査審議させるため、専門会議を置くことができる。

2 専門会議に関する事項は、センター長が別に定める。

（部門会議）

第6条 センターの部門等の業務を円滑に実施し、かつ、その業務等について協議を行うため、プログラムコーディネート部門会議及び留学生教育部門会議を置く。

2 プログラムコーディネート部門会議は、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる者をもって、留学生教育部門会議は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者をもって組織する。

（ユニット）

第7条 センターの留学生教育部門に、留学生教育部門の業務を遂行するため、次に掲げるユニットを置く。

- (1) 留学生交流推進ユニット
- (2) 日本語等教育ユニット
- (3) 相談指導ユニット

2 各ユニットに関し必要な事項は、別に定める。

（日本語研修コース）

第8条 センターの留学生教育部門に、外国人留学生に対する日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。

2 日本語研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

（日本語・日本文化研修コース）

第9条 センターの留学生教育部門に、外国人留学生に対する日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うため、日本語・日本文化研修コースを置く。

2 日本語・日本文化研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第10条 センターの事務は、国際部国際交流課において行う。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、国際連携推進機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 神戸大学情報基盤センター利用規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学情報基盤センター規則（平成16年4月1日制定）第9条の規定に基づき、神戸大学情報基盤センター（以下「センター」という。）が提供するサービスの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターが提供するサービスの利用は、神戸大学（以下「本学」という。）における研究、教育及び事務処理上必要と認められるものに限るものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターが提供するサービスを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が特に適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 センターが提供するサービスのうち、センター長が申請を必要と認めた別表に定めるサービス（以下「申請サービス」という。）を利用しようとする者は、利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請に係る申請サービスの利用を適用と認めたときは、利用を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認された申請サービスの利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。
- 4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この規程及び別に定める内規等に基づきセンターが提供するサービスを利用しなければならない。

(報告書の提出)

第6条 センター長が必要と認めたときは、センターが提供するサービスの利用に係る事項について、利用者に対し報告を求めることができる。

(経費の負担)

第7条 利用者は、別表に定める経費を負担しなければならない。この場合において、消費税の課税の対象となるものについては、別表記載の各区分の負担額に消費税相当分を加えた額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認める場合は、当該経費の全部又は一部について負担を要しないものとする。

(利用の承認の取消し等)

第8条 利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取り消し、又は一定期間センターが提供するサービスの利用を停止させることができる。

(書類の様式)

第9条 この規程の実施に必要な書類の様式は、センター長が定める。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターが提供するサービスの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 (略)